

# 第81回 定時株主総会 招集ご通知

## 日 時

2022年6月28日（火曜日）  
午前10時（午前9時30分受付開始）

## 場 所

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号  
メルクマール京王笹塚6階  
当本社事務所会議室  
(末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件



「スマート行使<sup>®</sup>」対応

### 議決権行使が簡単に！

スマートフォンからQRコード<sup>®</sup>を読み取ることで、議決権を簡単に行使いただけます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

- (1) ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- (2) 会場の入口付近において、アルコール消毒液を配備し、検温をさせていただき予定としております。発熱がある方、体調不良とお見受けされる方は、ご入場をお断りする場合がございます。
- (3) 会場は、感染リスク低減のため、座席の間隔を広く取ることで、ご用意できる席数に限りがございます。
- (4) 運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきますので、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。
- (5) 株主総会当日までの感染の状況や政府等の発表内容により株主総会の運営を変更する場合がございますので、当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/>) より、発信情報をご確認ください。

証券コード：6779  
2022年6月9日

株 主 各 位

東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号  
**日本電波工業株式会社**  
代表取締役会長 竹内 敏晃

## 第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染状況に鑑み、昨年に引き続き、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、**書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます**。併せて、入場制限の実施により議場への入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階  
当本社事務所会議室（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

### 3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
(2) 第81期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件   |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案 | 会計監査人選任の件 |

#### 4. 議決権の行使についてのご案内

- (1) 書面により議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送ください。また、議決権行使書において議案の賛否の記載がない場合は、「賛」と表示があったものとみなして取扱うものといたします。
- (2) インターネット等により議決権を行使される場合は、後述「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、2022年6月27日（月曜日）午後5時20分までに行使してください。
- (3) 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

#### 5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき当社ホームページ (<https://www.ndk.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載していません。

以 上

1. 事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ndk.com/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出いただき、この「招集ご通知」を議事資料として会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。
3. 株主様でない代理人及びご同伴の方など、株主以外の方は株主総会にご出席いただけませんので、ご注意くださいようお願い申し上げます。
4. **お土産の配布は昨年引き続き取り止めとさせていただきます。**
5. 会場内での飲食及び喫煙、写真撮影・録画・録音については禁止させていただいております。
6. **例年株主総会終了後に開催しておりました補足説明会は、今年も取り止めとさせていただきます。**

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。なお、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

## 書面（郵送）により議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時20分到着分まで

## インターネット等により議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2022年6月27日（月曜日）午後5時20分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。
- ④ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、又はパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## 株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

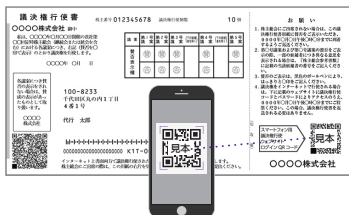
**場所** 東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階  
当本社事務所会議室  
（末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

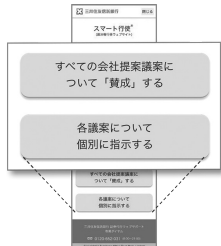
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



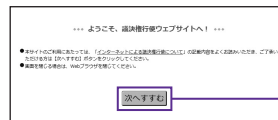
**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

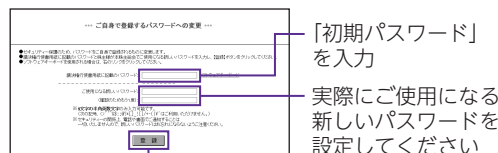
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

### 議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分については、以下のとおりといたしたく存じます。

[期末配当に関する事項]

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案して、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき5円  
当社A種種類株式1株につき定款の定めに従い19,283.7464円  
総額 194,539,232円（普通株式：98,120,500円、A種種類株式：96,418,732円）
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月29日（水）

#### 第2号議案 定款一部変更の件

##### (1) 提案の理由

- ①当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、当社発行のA種種類株式の全部（発行価額の総額 50 億円）につき、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第 2 号投資事業有限責任組合より、当社定款第6条の2第6項の定めに基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議し、かかる決議に基づき、2022年5月26日付で当該取得及び消却を行いました。これに伴い、A種種類株式に関する規定を削除するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示と、みなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第5条 <省略>	第1条～第5条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0万株と し、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次の とおりとする。 普通株式 5, 0 0 0万株 A種類株式 5, 0 0 0株	第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5, 0 0 0万株とす る。
第6条の2 (A種類株式) 1. 当社の発行するA種類株式の内容は、次項か ら第7項までに定めるものとする。 2. 剰余金の配当 当社は、普通株式を有する株主 (以下、「普通 株主」という。) または普通株式の登録株式質権者 (普通株主と併せて以下、「普通株主等」という。) に対して剰余金の配当をするときは、当該剰余金の 配当の基準日 (以下、「配当基準日」という。) の最 終の株主名簿に記載または記録されたA種類株式 を有する株主 (以下、「A種類株主」という。) ま たはA種類株式の登録株式質権者 (A種類株主 と併せて以下、「A種類株主等」という。) に対 し、A種類株式1株につき、普通株式1株当たり の剰余金の配当の額に、1,000,000円 (以下、「A 種類株式1株当たりの払込金額相当額」という。) に1.40を乗じた数を当該剰余金の配当基準日にお ける本条第5項第3号及び第4号で定める取得価額 で除した数を乗じて得られる額 (以下、「A種配当 金額」という。) の金銭による配当を、普通株主等 と同順位にて行う。なお、A種配当金額に、各A種 種類株主等が権利を有するA種類株式の数を乗じ た金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数 は切り捨てる。	<削除>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 残余財産の分配</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に、本条第6項に定める償還係数を乗じて得られる額（以下、「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。なお、本項においては、償還係数の計算における「金銭対価償還日」を「残余財産の分配日」と読み替えて、償還係数を計算する。また、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>(2) 非参加条項</p> <p>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>4. 議決権</p> <p>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>5. 普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>(1) 普通株式対価取得請求権</p> <p>A種種類株主は、2020年8月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に1.40を乗じた額に普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額を、本項第3号及び第4号で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p>	



現 行 定 款	変 更 案
<p>(3) 当初取得価額 363円</p> <p>(4) 取得価額の調整</p> <p>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割または株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日または株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合または合併、株式交換もしくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $  \begin{array}{l}  \text{調整} \\  \text{後} \\  \text{取得} \\  \text{価額}  \end{array}  =  \begin{array}{l}  \text{調整} \\  \text{前} \\  \text{取得} \\  \text{価額}  \end{array}  \times  \frac{  \begin{array}{l}  \text{(発行済普通株式数} \\  \text{- 当社が保有する普通} \\  \text{株式の数)} \\  \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\  \text{+ 新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  +  \frac{  \begin{array}{l}  \text{(新たに発行する普通株式の数} \times \\  \text{1株当たり払込金額)} \\  \text{普通株式1株当たりの時価}  \end{array}  }{  \begin{array}{l}  \text{(発行済普通株式数} \\  \text{- 当社が保有する普通} \\  \text{株式の数)} \\  \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\  \text{+ 新たに発行する普通株式の数}  \end{array}  }  \end{array}  $	

現 行 定 款	変 更 案
<p>④ 当会社に取得をさせることによりまたは当会社に取得されることにより、本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行または処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行または処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行または処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>⑤ 行使することによりまたは当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が本号（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使されまたは取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、当会社または当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員または従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(b) 本号 (a) に掲げた事由によるほか、以下の①乃至③のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部の承継または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日（但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日）に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本 (e) により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(5) 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(6) 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>(7) 普通株式の交付方法 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>6. 金銭対価とする取得条項</p> <p>当会社は、2020年8月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の10日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で（当該書面通知を行った日を、以下、「通知日」という。）、法令の許容する範囲内において、金銭対価として、A種種類株式の全部または一部（但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。）を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じた額に当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数を乗じて得られる額（但し、金銭対価償還日が2023年7月1日以降の場合には、(i)当該額、または(ii)当該金銭対価償還に係るA種種類株式について通知日において普通株式対価取得請求が行われたものとみなして算出する当該A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に、通知日の前日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を乗じた額のいずれか高い方の金額とする。）を、A種種類株主に対して交付するものとする。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当会社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の①乃至⑥のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の①乃至⑥に定める数値をいう。</p> <p>① 2020年8月1日から2021年6月30日まで ：1.13</p> <p>② 2021年7月1日から2022年6月30日まで ：1.25</p> <p>③ 2022年7月1日から2023年6月30日まで ：1.38</p> <p>④ 2023年7月1日から2024年6月30日まで ：1.52</p> <p>⑤ 2024年7月1日から2025年6月30日まで ：1.68</p> <p>⑥ 2025年7月1日以降 ：1.85</p> <p>7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</p> <p>(1) 当社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</p> <p>(2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>(3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>	
第7条 <省略>	第7条 <現行どおり>
<p>第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。</p>	<p>第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の単元株式数は、100株とする。</p>
第9条～第13条 <省略>	第9条～第13条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第18条 <省略>	第14条～第18条 <現行どおり>
<p>第19条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<削除>



現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>第19条（電子提供措置等）</p> <p>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第19条の2（種類株主総会）</p> <p>1. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。</p> <p>2. 第15条、第17条及び第19条の規定は、種類株主総会について準用する。</p> <p>3. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p>	<p style="text-align: center;">＜削除＞</p>
<p>第20条～第48条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第20条～第48条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>（附則）</p> <p>1. 現行定款第19条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更案第19条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書に規定する規定の改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第19条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、太陽有限責任監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制、グローバルな監査体制及び監査報酬水準等について総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

2022年3月31日現在

名称	太陽有限責任監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都港区元赤坂1丁目2番7号		
沿革	1971年9月 太陽監査法人設立 1994年10月 グラントソントン インターナショナル加盟 2006年1月 ASG監査法人と合併し太陽ASG監査法人となる 有限責任組織形態に移行 太陽ASG有限責任監査法人となる 2012年7月 永昌監査法人と合併 2013年10月 霞が関監査法人と合併 2014年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 2018年7月 優成監査法人と合併 現在に至る		
概要	構成人員	代表社員・社員 特定社員 公認会計士 公認会計士試験合格者等 その他専門職 事務職員 契約職員 合計	88名 4名 304名 246名 181名 89名 224名 1,136名 1,035社
	被監査会社数		1,035社

(注) 当社は、太陽有限責任監査法人が選任された場合、同法人との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

以上

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、年度前半には主要国における大規模な金融緩和や積極的な財政出動により景気は回復に向かっておりましたが、半導体等の部材不足に起因する供給網混乱の長期化や新型コロナウイルス感染の再拡大が回復の勢いに影を落としました。また、2022年に入り、米国ではインフレ抑制を目的とした金融引き締めに動いており、ロシアによるウクライナ侵攻や中国における「ゼロコロナ」政策による都市封鎖等、世界経済の先行きへの不透明要因が新たに出現しました。

当社の主力事業領域である自動車やスマホ市場では、半導体等の部材不足や中国における「ゼロコロナ」政策が完成車メーカーやスマホメーカーの生産に影響を与えております。このような状況の下、当社売上高の約半分を占める車載向けでは、顧客であるTier 1 メーカー(完成車メーカーに部品を供給するメーカー)からの受注は引き続き高い水準で推移しており、当連結会計年度の売上高は前期比2割以上増加いたしました。売上高の2割弱を占める移動体通信向けでは、5Gスマホ向け76.8MHzサーミスタ内蔵水晶振動子の販売は堅調に伸びましたが、TCXO(温度補償水晶発振器)の販売が減少したため、売上高は前期比で微増にとどまりました。売上高の1割弱を占める産業機器向けは、米国政府による中国通信機器大手メーカーに対する輸出規制の影響を受け、同メーカーに対する販売は減少しましたが、米国等における5G基地局の需要増により、売上高は前期比で微減となりました。その他、民生やIoT向けの売上高が前期比増加いたしました。

その結果、当期の売上高は45,408百万円(前期比15.8%増)となりました。

利益につきましては、売上高が大幅に増加した車載向けで利益が改善した他、5Gスマホ向け76.8MHzサーミスタ内蔵水晶振動子の販売増が収益改善に大きく貢献しました。なお、その他の営業収益には、中国蘇州市にある連結子会社の新工場への移転完了により、蘇州市政府より受領していた1,136百万円について、補助金収入に計上いたしました。一方、その他の営業費用には、新潟エヌ・デー・ケー株式会社の事業終了に伴う費用・損失として492百万円を計上いたしました。2021年12月18日の豪雨による浸水の影響で損害を被ったマレーシアにある連結子会社の損失等(建物・機械設備・棚卸資産)については保険を付与しており、損益への影響は軽微となりました。また、1,917百万円の繰延税金資産計上により、△1,665百万円の法人税等調整額を計上いたしました。

その結果、当連結会計年度の営業利益は5,180百万円(前期比82.2%増)、税引前当期利益は4,920百万円(前期比89.8%増)、当期利益は5,455百万円(前期比176.1%増)となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は32億1千8百万円であり、その主なものは国内外の製造拠点における省力化及び合理化設備、需要の増加が見込まれる製品の増産設備、将来の成長が期待される新製品及び新技術の研究開発設備への投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当事業年度において、借入金33,755百万円を返済し、新たに、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行を主幹事とするシンジケートローン25,800百万円の借入れを行っております。

## (4) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の状況は次のとおりです。

区 分	第 78 期 (2018年度)	第 79 期 (2019年度)	第 80 期 (2020年度)	第 81 期 (2021年度)
売上高 (百万円)	42,498	39,468	39,195	45,408
当期利益又は当期損失 (△) (百万円)	△251	△8,709	1,976	5,455
基本的1株当たり当期利益又は当期損失 (△) (円)	△12.80	△443.79	100.70	278.01
資産合計 (百万円)	60,784	54,547	63,054	61,220
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	14,725	5,349	13,552	20,037
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	750.37	272.59	690.58	1,021.08

(注) 国際会計基準により連結計算書類を作成しております。

## (5) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
古川エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
ASIAN NDK CRYSTAL SDN.BHD.	62,188千M\$	100.0	当社製品の製造及び販売
NDK QUARTZ MALAYSIA SDN.BHD.	30,000千M\$	73.3 (100.0)	当社製品の製造
函館エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
蘇州日電波電子工業有限公司	20,000千US\$	100.0	当社製品の製造及び販売
新潟エヌ・デー・ケー株式会社	50,000千円	100.0	当社製品の製造
NDK AMERICA, INC.	100千US\$	— (100.0)	当社製品の販売
NDK EUROPE LTD.	275千STG£	99.9 (100.0)	当社製品の販売
NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED	3,000千HK\$	100.0	当社製品の販売
NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.	200千US\$	100.0	当社製品の販売
NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.	404千S\$	— (100.0)	当社製品の販売

(注) 1 当社の出資比率欄の( )内は、間接所有を含めた割合であります。

2 新潟エヌ・デー・ケー株式会社は2021年9月30日をもって事業を停止しております。

## ③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、2020年度(2021年3月期)から2022年度(2023年3月期)までの中期経営計画(以下、「前中期経営計画」といいます。)のもと、当社単体を対象とした希望退職の実施、SAWフィルタ事業の一部譲渡、連結子会社の人員合理化等の構造改革を進め、固定費の圧縮及び収益力の強化による強固な経営体質の構築に努めてまいりました。これにより、2018年度(2019年3月期)より取り組んでまいりました一連の構造改革について完了の目途が立ったことに加えて、当社を取り巻く事業環境も前中期経営計画策定当時とは大きく変わり、車載、移動体通信向けを中心に、想定を上回るペースで業績は回復しました。この結果、前中期経営計画の経営目標を1年前倒しで達成する見通しとなりました。

今後は、高速通信規格「5G」需要の本格化や、自動車に搭載されるADAS（先進運転支援システム）機器の増加といった、当社が強みとする高精度・高信頼の水晶デバイスの需要が大きく増加すると見込んでおります。このような状況を踏まえて、当社は構造改革から成長フェーズへの移行を図るとともに、更なる企業価値向上を実現するため、前中期経営計画の期間を1年前倒しし、新中期経営計画を策定いたしました。その概要は次のとおりです。

① 車載及び5G関連事業の盤石化

車載及び5G関連(移動体通信、産業機器)向けでの売上高の拡大及び高収益体質を維持・強化

- ・車載：高品質で信頼性の高い製品を供給し、高シェアを維持
- ・移動体通信：5Gスマホ用小型・高周波品(フォトリソグラフィ技術の活用)を強化
- ・産業機器：5G基地局向け小型 OCXO(恒温槽付き水晶発振器)を強化

② 成長戦略実現に向けた積極的な投資戦略

車載・移動体通信向けの需給状況に鑑みた増産投資、先端製品開発(フォトリソグラフィ技術、小型・高周波領域等)投資、インフラ更新、システム基盤構築を実施

③ 資本効率性向上及び財務体質健全化に向けた財務戦略

- ・資本効率を意識した経営を実践すべく新たに ROIC 指標を導入
- ・在庫の最適化・適切な投資判断・実行により投下資本を効率化
- ・A種類株式の2022年5月26日までの全額償還、借入金の着実な圧縮により財務体質を健全化

今後は、新中期経営計画の達成に邁進するとともに、2030年を見据え、中長期的に向かうべき方向性や新たに取り組むべき事業を明確にし、新生 NDK として持続的な成長に向けた大きな飛躍の期間としてまいります。具体的には、通信規格の高度化(5Gから6Gへ)、IoT 社会の更なる拡大・進展に向けて、新たな市場への参入及び新たなビジネスモデル構築を目指します。また、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた取り組みを推進してまいります。

## (7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

企業集団は下記製品の製造及び販売を主たる事業内容としております。

品目	主要製品名
水晶振動子	産業用水晶振動子（移動体通信用、固定通信用、計測器用等） 民生用水晶振動子（コンピュータ用、自動車用、マイコン制御用、映像・音響用等）
水晶機器	水晶発振器、水晶フィルタ、信号発生器、周波数シンセサイザ
その他	超音波探触子、人工水晶、光学用デバイス、QCMセンサ

## (8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

### ① 当社

日本電波工業株式会社 (本社：東京都渋谷区)	営業拠点	本社事務所（東京都渋谷区） 関西営業所（大阪府大阪市） 中部営業所（愛知県岡崎市）
	生産拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市）
	開発拠点	狭山事業所（埼玉県狭山市） 千歳テクニカルセンター（北海道千歳市）

### ② 子会社

海外 営業拠点	NDK AMERICA, INC.（アメリカ・イリノイ州） NDK EUROPE LTD.（イギリス・ロンドン、フランス・パリ、イタリア・ミラノ） NDK CRYSTAL ASIA PTE. LTD.（シンガポール） NDK ELECTRONICS (HK) LIMITED（中国・香港、台湾・台北） NDK-ELECTRONICS SHANGHAI CO., LTD.（中国・上海、中国・深圳） 蘇州日電波電子工業有限公司 営業部（中国・蘇州） ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. SALES DEPT.（マレーシア・セランゴール州）
国内 生産拠点	古川エヌ・デー・ケー株式会社（宮城県大崎市） 函館エヌ・デー・ケー株式会社（北海道函館市） 新潟エヌ・デー・ケー株式会社（新潟県新潟市）
海外 生産拠点	ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD.（マレーシア・セランゴール州） NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア・セランゴール州） 蘇州日電波電子工業有限公司（中国・蘇州）

(注) 新潟エヌ・デー・ケー株式会社は2021年9月30日をもって事業を停止しております。

## (9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,378名	△85名

(注) 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
662名	△13名	43.0歳	17.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、受入出向者を含み、出向者・臨時従業員を含みません。  
2. 平均年齢・平均勤続年数には出向者・臨時従業員を含みません。

## (10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の主な借入先は次のとおりであります。

借入先	借入額 (百万円)
株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行 シンジケートローン	25,800

(注) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行シンジケートローンは、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行を主幹事とする複数の金融機関からの借入によるものです。



## (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

### ① 公募による当社普通株式に係る新株式発行及び自己株式の処分等

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、新中期経営計画における今後の成長戦略を実現するうえで必要となる成長資金を確保すると同時に、A種種類株式の償還後における財務基盤の一層の強化を実現すべく、当社普通株式に係る新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しを決議しました。

公募による新株式発行・自己株式の処分については、所定の手続きを経て、2022年4月7日に発行価格及び処分価格等を決定し、2022年4月14日に合計4,014,124,000円の払込みが完了しました。これにより普通株式の発行済株式総数は2,268,100株増加し、自己株式数は1,133,700株減少しました。

また、オーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連して行われた第三者割当による新株式発行については、発行予定株式数の一部につき、割当先であるS M B C日興証券株式会社より申込みを行う旨の通知を受け、2022年5月10日に合計121,068,000円の払込みが完了しました。これにより普通株式の発行済株式総数は102,600株増加しました。

### ② A種種類株式の取得及び消却

当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、当社発行のA種種類株式の全部（発行価額の総額50億円）につき、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第弐号投資事業有限責任組合より、当社定款第6条の2第6項（金銭を対価とする取得条項）の定めに基づき金銭を対価として取得すること及び当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議しております。なお、当該取締役会決議に基づくA種種類株式の全部の取得及びA種種類株式の消却の効力発生日は、2022年5月26日です。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数
- ア. 発行可能株式総数 50,000,000株
- イ. 発行可能種類株式総数 普通株式 50,000,000株  
A種種類株式 5,000株
- ② 発行済株式の総数 普通株式 20,757,905株  
(自己株式1,133,805株を含む)  
A種種類株式 5,000株
- ③ 株主数 普通株式 10,129名  
A種種類株式 1名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,217	11.29
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	774	3.94
野村証券株式会社自己振替口	750	3.82
株式会社りそな銀行	667	3.40
竹 内 敏 晃	623	3.17
株式会社埼玉りそな銀行	610	3.10
竹 内 寛	528	2.69
S I X S I S L T D.	409	2.08
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	361	1.84
丸 三 証 券 株 式 会 社	336	1.71

(注) 自己株式につきましては、上記大株主からは除外しております。また、持株比率は、発行済株式総数から自己株式の数を控除して算出しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

公募による当社普通株式に係る新株式発行・自己株式の処分により、2022年4月14日付で普通株式の発行済株式総数は2,268,100株増加し、自己株式数は1,133,700株減少しました。

オーバーアロットメントによる当社普通株式の売出しに関連して行われた第三者割当による新株式発行により、2022年5月10日付で普通株式の発行済株式総数は102,600株増加しました。

上記に加えて、当社は、2022年3月29日開催の取締役会において、2022年5月26日を効力発生日としてA種種類株式の全部の取得及びA種種類株式の消却を行うことを決議しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年3月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
竹 内 敏 晃	代表取締役会長	NDK HOLDINGS USA, INC. 取締役社長 NDK AMERICA, INC. 取締役
加 藤 啓 美	代表取締役 執行役員社長	
上 木 健 一	取締役 常務執行役員	技術本部長 振動子技術統括部長
及 川 英 之	取締役 常務執行役員	営業サービス本部長
菅 原 賢 一	取締役 常務執行役員	生産本部長 ASIAN NDK CRYSTAL SDN. BHD. 取締役社長 NDK QUARTZ MALAYSIA SDN. BHD. 取締役社長
竹 内 謙	取締役 常務執行役員	管理本部長
立 光 武 彦	取締 役	
諏 訪 頼 久	取締 役	
土 屋 英 傑	取締 役	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)マネージングディレクター
坂 入 夏 彦	常 勤 監 査 役	
吉 利 誠	監 査 役	
安 樂 恒 樹	監 査 役	安樂恒樹税理士事務所

- (注) 1. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏及び取締役土屋英傑氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉利誠氏は、通信業界に長年在籍し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を備えており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役安樂恒樹氏は、税理士としての長年の経験を通して税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役立光武彦氏、取締役諏訪頼久氏、監査役吉利誠氏及び監査役安樂恒樹氏は、子会社、大株主及び主要な取引先の出身者等でないことから独立性が高く、当社は4氏とも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 取締役土屋英傑氏がマネージングディレクターを兼職しているジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)はジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合における無限責任組合員であり、同組合は当社との間でA種種類株式の発行に関して株式引受契約を締結しております。
7. 上木健一氏、及川英之氏、菅原賢一氏及び竹内謙氏は、2021年6月25日開催の第80回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
8. 取締役土屋英傑氏は、2022年3月29日開催の取締役会において決議したA種種類株式の全部の取得及びA種種類株式の消却の効力発生日(2022年5月26日)をもって取締役に退任します。

9. 取締役を兼職しない執行役員の2022年3月31日現在の状況は、次のとおりであります。

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
久保田 浩 治	執行役員	品質保証本部長
藤 原 信 光	執行役員	蘇州日電波電子工業有限公司 董事長
青 山 通 郎	執行役員	財務担当
若 松 俊 一	執行役員	技術本部副本部長 発振器技術統括部長
増 川 玉 彦	執行役員	生産本部副本部長 生産技術部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間でそれぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、700万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

③ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結し、当該保険契約により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員、並びに国内子会社の取締役、監査役であり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月29日開催の第64回定時株主総会において年額600百万円以内と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名であります。

監査役の金銭報酬の額は、1991年6月27日開催の第50回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点での監査役の員数は3名であります。

ロ. 取締役の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月26日開催の取締役会において、取締役報酬決定に関する基本方針を次のとおり決議しております。なお、この基本方針は独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の諮問を経ております。また、この基本方針は、社外役員の意見を踏まえ2019年4月18日に定められた内規を基本的に踏襲するものでありますが、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等も、かかる内規に基づき支給されているため、その内容はこの基本方針に沿うものであると取締役会では判断しております。

## (取締役報酬決定に関する基本方針)

## a. 基本方針

取締役の報酬等は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう業績と連動した報酬体系とし、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、代表取締役、執行役員を兼任する取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬により構成され、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、基本報酬のみから構成される。

## b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、属性、役位、職責等に応じ、他社水準、従業員給与の水準、経営環境等を総合的に勘案して決定されるものとする。

その額は、独立社外取締役を主要な構成員とする独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

## c. 業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、賞与として毎年一定の時期に支給するものとする。

その額は各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて、取締役会で決議した係数等に基づく算定式に基づく算定結果と個人別貢献度等を勘案し、独立諮問委員会の答申を踏まえ取締役会で決定する。

## d. 非金銭報酬の決定に関する方針

当面、当社の経営環境等を考慮して非金銭報酬は支給しない。

## e. 基本報酬、業績連動報酬の割合

中期経営方針の最終年度（2023年3月期）の連結営業利益の目標値を100%達成した場合における、基本報酬、業績連動報酬の比率の目安は次による。

	基本報酬	業績連動報酬
代表取締役、執行役員を兼任する取締役	65%	35%
社 外 取 締 役	100%	0%

ハ. 監査役の報酬等の額の決定に関する方針

監査役の報酬等は、株主総会決議による授権の範囲内で定められ、その職責に鑑み、月例の固定報酬である基本報酬のみから構成されており、監査役の協議により金額を決定しております。

二. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	163 (18)	163 (18)	— (—)	—	9 (3)
監査役 (うち社外 監査役)	22 (9)	22 (9)	—	—	3 (2)

(注) 1. 2011年4月22日開催の取締役会において、取締役及び監査役の退職慰労金制度は2011年6月24日開催の第70回定時株主総会の終結の時をもって廃止する旨決議しております。

2. 当事業年度において、取締役に業績連動報酬等は支給しておりません。なお、社外取締役の報酬は基本報酬のみから構成されております。

ホ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。



## ⑥ 社外役員に関する事項

## イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
立光 武彦	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は18回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会において、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、市場動向、営業戦略、品質保証に関する問題提起や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員長を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は1回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p>
諏訪 頼久	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は18回開催され、全て出席しております。</p> <p>取締役会において、主に経営者及び技術者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、事業計画、業績、設計、品質保証、原価低減に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行い、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。</p> <p>なお、同氏は、取締役・執行役員の選解任・報酬につき取締役会に答申を行う独立諮問委員会の委員を務めています。当事業年度において、独立諮問委員会は1回開催され、全て出席することなどにより、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。</p>
土屋 英傑	取締役	<p>当事業年度において、取締役会は18回開催され、全て出席しております。</p> <p>取締役会においては、金融や経営に関する豊富な知識と経験に基づいて、事業計画、業績、市場動向、営業戦略、マーケティングに関する問題提起や意見を適宜述べるなど、妥当かつ適正な意思決定に寄与しています。</p>
吉利 誠	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は18回、監査役会は14回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、品質保証、リスク管理に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。</p>
安樂 恒樹	監査役	<p>当事業年度において、取締役会は18回、監査役会は14回開催され、全て出席しています。</p> <p>取締役会と監査役会のいずれにおいても、主に税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づいて、税務に関する質問や意見を適宜述べるなど、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言を行っています。</p>

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	69
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	73

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、当該会計監査人並びに当社財務担当役員及び財務部からの聴取や提出資料をもとに会計監査人の職務遂行状況を検討し、前事業年度の当社の監査報酬、上場企業・同規模企業の監査報酬及び同業他社の監査報酬と比較した結果、妥当な額と判断したためであります。
2. 海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である英文レビューアドバイザー業務を委託し、対価を支払っております。

#### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人有限責任 あずさ監査法人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、7,820万円又は法令が規定する額のいずれか高い額となります。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営上の重要政策の一つと位置づけ、安定した配当の維持を基本に、業績や財務状況等を勘案して配当の有無及びその額を決定いたします。内部留保の充実と株主各位への配当をバランス良く好循環させ、将来的な収益力の更なる向上に向けて、高付加価値・高品質な商品生産のための研究開発、設備投資を行い、企業体質の強化に有効活用してまいります。

## (6) 業務の適正を確保するための体制

### ① 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

当社は、2006年5月26日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備（内部統制システムの構築）に関する基本方針を決議しております。また、2008年4月22日開催の取締役会における決議に基づき、反社会的勢力排除に向けた基本方針及び財務報告の信頼性を確保するための体制に関する定めを「1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」に追加しております。そして、2015年5月11日開催の取締役会において、内部統制システムの構築に関する基本方針の一部を改定する旨決議しました。

詳しくは、次のとおりです。

### (内部統制基本方針)

- 1 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス委員会の設置、並びに取締役及び使用人へのコンプライアンス教育の実施等により、法令・定款等の遵守体制の確立と維持・向上を推進する。内部監査室は、コンプライアンスの状況等について監査し、代表取締役社長にその結果を報告する。内部通報制度を構築し、法令違反その他コンプライアンス上疑義のある行為等についての社内情報を吸いあげ、その情報の分析・活用を図る。
  - (2) 反社会的勢力及び団体による不当な要求等に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、関係機関と緊密な連絡を取り、反社会的勢力等との取引関係の排除、その他一切の関係を持たないよう努める。
  - (3) 財務報告の信頼性を確保するために、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、財務報告に係る内部統制の有効性を評価、報告する体制を整備し運用する。
- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は文書管理規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し管理する。文書管理規程には、文書の管理責任者、保存すべき範囲、保存期間、保存場所等を定める。
  - (2) 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に係る規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社対応は、リスク管理委員会が行う。
  - (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門において個別規程・マニュアルを整備し、それに基づき管理するとともに、研修を実施して管理能力を高める。
  - (3) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。リスクが顕在化した場合は、マニュアル等に基づき、組織的に迅速かつ適正な対応を行い、損害の回避あるいは最小化を図る。
  
- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 経営の意思決定と実行の迅速化のため、執行役員制度を導入し、執行役員で構成する執行役員会（原則月1回開催）において、取締役会で決議された中期経営方針に基づき事業計画の立案と策定を行い、取締役会で決議された事業計画に基づく事業の進捗管理、並びに将来の事業計画について討議をし、業務執行に関する重要な事項の審議及び決議をする。取締役会での決議事項については、執行役員会で審議まで行い、取締役会に上程する。
  - (2) 取締役会（原則月1回開催）において、執行役員会にて審議された事項の他、法令で定められた事項、及び経営の基本方針をはじめとする重要事項について意思決定を行い、執行役員の担当業務を決定し、そして執行役員の業務執行の状況を監督する。
  - (3) 取締役会及び執行役員会の決定に基づく業務執行については、職務分掌規程、職務権限規程、関係会社管理規程等の各種規程において、各担当業務の責任や役割、職務を定め、また各本部・部門にて部門方針・目標を策定し、責任の明確化と業務の効率化を図る。

- 5 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社管理規程に従い、当社グループ会社が決定する重要事項の情報の共有化を図るとともに、グループ全体の適正な経営管理体制を構築する。
  - (2) 子会社管理の担当執行役員・担当部署は、関係会社管理規程に基づき、各子会社の管理をし、また各子会社へ業務執行に関する定期的な報告を求める。また執行役員会において、定期的に各子会社の取締役から、業務及び取締役等の職務の執行状況の報告を受ける。
  - (3) リスク管理委員会にて当社グループ全体の横断的なリスク管理を行い、子会社のリスク管理状況も含めたモニタリングを行う。
  - (4) コンプライアンス委員会にて当社グループ会社のコンプライアンス体制を検討・整備し、当社グループ会社へコンプライアンス事項の周知・徹底を図る。また内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図る。更に、各グループ会社にコンプライアンス推進責任者を置く。
  - (5) 監査役及び内部監査室は、当社及びグループ各社の状況の監査を実施する。
  
- 6 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制及び当該使用人の取締役からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

監査役がその職務の補助をすべき使用人を必要とした場合は監査役付（使用人）を置くこととし、当該使用人の独立性を確保し、当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、その任命・異動等人事に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を必要とするほか、人事考課は常勤監査役が行うものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 当社及び当社グループの業務または業績に影響を与える事項が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき、または当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人による不正な行為等を発見したとき等には、各社の取締役及び使用人が監査役に速やかに報告する体制を整備する。
  - (2) 内部通報規程における内部通報制度の範囲をグループ全体とし、内部通報者の保護及び通報者の秘密の確保を図ると共に、内部通報窓口担当者は、当社グループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
  - (3) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、執行役員会などの重要な会議に出席する。
  
- 8 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役は、代表取締役と定期的に情報・意見交換を実施し、また、内部監査室と緊密な連携を保ち、相互に情報の共有を図り、会社の業務及び財産の状況その他に関する実効性ある監査を実施する。
  - (2) また、監査役は、会計監査人とも緊密な連携を保ち、決算の監査結果について意見・情報交換を行い、厳正かつ効率的な監査を実施する。
  - (3) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署にて審議し、当該請求に係わる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- (1) 当社は、当社の企業倫理規程に基づきNDKグループ行動指針を制定しており、反社会的勢力を排除し、労働・安全衛生・環境・倫理等の分野において法令等に従った事業活動を行っております。同指針は、RBA（Responsible Business Alliance）が定めたRBA行動指針（RBA Code of Conduct）及び各都道府県における暴力団排除条例に準拠した内容となっております。

当事業年度においては、①NDKグループ行動指針の確認テストを活用した周知の徹底、②全社的リスク管理体制の見直し、③カーボンニュートラル委員会の設立を行いました。

- (2) 重要事項の決定に関しましては、社内規程で定められた権限に従い、取締役会又は執行役員会で審議及び決議されるほか、稟議により決裁されております。これらの記録は、取締役会議事録、執行役員会議事録又は稟議書として社内規程に従って保管されております。

- (3) 当社の取締役会は、審議時間を十分に確保して運営されております。当社の社外取締役及び社外監査役は、定期的に協議を開いて活発に意見を交換し、取締役会の席上では積極的に意見を表明しており、独立した立場で経営の実効性を高めるための助言を適宜行っております。また、取締役会の下に、独立社外取締役を委員長とし社外役員、社内役員で構成され、取締役・執行役員の選解任・報酬について答申する独立諮問委員会を設置し、取締役・執行役員の選解任・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化しております。

当事業年度において独立諮問委員会は1回開催されました。

## (7) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結財政状態計算書

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>37,974</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,141</b>
現金及び現金同等物	10,362	借入金	1,261
営業債権	12,287	リース負債	407
棚卸資産	11,790	営業債務その他の未払勘定	8,650
未収法人所得税等	3	デリバティブ負債	466
その他	3,531	引当金	687
<b>非流動資産</b>	<b>23,245</b>	未払法人所得税等	953
有形固定資産	16,791	その他	714
無形資産	167	<b>非流動負債</b>	<b>28,040</b>
持分法で会計処理されている投資	2,762	借入金	24,022
その他の金融資産	1,039	リース負債	1,443
繰延税金資産	1,917	繰延税金負債	0
その他	566	従業員給付	2,140
<b>資産合計</b>	<b>61,220</b>	引当金	163
		政府補助金繰延収益	31
		その他	239
		<b>負債合計</b>	<b>41,182</b>
		<b>資本の部</b>	
		親会社の所有者に帰属する持分	<b>20,037</b>
		資本金	5,596
		資本剰余金	5,515
		その他の資本の構成要素	201
		利益剰余金	8,724
		<b>資本合計</b>	<b>20,037</b>
		<b>負債及び資本合計</b>	<b>61,220</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結包括利益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,408
売上原価	32,898
売上総利益	12,509
販売費及び一般管理費	6,565
研究開発費	1,500
その他の営業収益	1,909
その他の営業費用	1,172
営業利益	5,180
金融収益	360
金融費用	539
持分法による投資損益	△81
税引前当期利益	4,920
法人所得税費用	△535
当期利益	5,455
<b>その他の包括利益</b>	
純損益に振り替えられることのない項目	
確定給付制度の再測定	54
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	67
振替のない項目に係る法人所得税	△4
小計	117
純損益にその後に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	709
キャッシュ・フロー・ヘッジ	18
振替の可能性のある項目に係る法人所得税	184
小計	912
税引後その他の包括利益	1,029
当期包括利益合計	6,485
<b>当期利益の帰属</b>	
親会社の所有者に帰属する当期利益	5,455
<b>当期包括利益合計額の帰属</b>	
親会社の所有者に帰属する包括利益	6,485

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結持分変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		株式払込剰余金	自 己 株 式	資本剰余金合計
2021年4月1日時点の残高	5,596	8,305	△2,790	5,515
当期包括利益				—
当期利益				—
その他の包括利益				—
確定給付制度の再測定				—
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動				—
在外営業活動体の換算差額				—
キャッシュ・フロー・ヘッジ				—
当期包括利益合計	—	—	—	—
所有者との取引額等				
自己株式の変動額			△0	△0
所有者との取引額等合計	—	—	△0	△0
2022年3月31日時点の残高	5,596	8,305	△2,790	5,515

(単位：百万円)

	その他の資本の構成要素				利益剰余金	親会社の所有者に 帰属する持分合計	資本合計
	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	在外営業活動体の 換算差額	キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の資本の 構成要素合計			
2021年4月1日時点の残高	△39	△715	△18	△773	3,213	13,552	13,552
当期包括利益							
当期利益				—	5,455	5,455	5,455
その他の包括利益							
確定給付制度の再測定				—	54	54	54
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の純変動	62			62		62	62
在外営業活動体の換算差額		893		893		893	893
キャッシュ・フロー・ヘッジ			18	18		18	18
当期包括利益合計	62	893	18	975	5,510	6,485	6,485
所有者との取引額等							
自己株式の変動額				—		△0	△0
所有者との取引額等合計	—	—	—	—	—	△0	△0
2022年3月31日時点の残高	23	178	—	201	8,724	20,037	20,037

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
<b>流動資産</b>	<b>33,046</b>	<b>流動負債</b>	<b>12,173</b>
現金及び預金	6,695	買掛金	6,415
受取手形	21	短期借入金	950
電子記録債権	731	1年内返済予定の長期借入金	1,261
売掛金	12,359	未払金	560
商品及び製品	2,802	未払費用	1,552
仕掛品	933	未払法人税等	457
原材料及び貯蔵品	989	和解費用引当金	306
関係会社短期貸付金	4,732	役員賞与引当金	56
未収入金	340	その他の他	612
未収消費税等	1,876	<b>固定負債</b>	<b>27,142</b>
その他の他	1,565	長期借入金	24,538
<b>固定資産</b>	<b>21,687</b>	退職給付引当金	1,830
<b>有形固定資産</b>	<b>8,229</b>	和解費用引当金	40
建物	2,486	資産除去債務	34
機械及び装置	4,066	関係会社事業損失引当金	445
土地	1,147	その他の他	252
その他の他	529	<b>負債合計</b>	<b>39,315</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>93</b>	<b>純資産の部</b>	
ソフトウェア	71	<b>株主資本</b>	<b>15,356</b>
その他の他	21	資本金	5,596
<b>投資その他の資産</b>	<b>13,364</b>	資本剰余金	7,665
投資有価証券	531	その他資本剰余金	7,665
関係会社株式	9,209	<b>利益剰余金</b>	<b>4,885</b>
関係会社出資金	2,190	その他利益剰余金	4,885
繰延税金資産	1,054	繰越利益剰余金	4,885
敷金の他	90	<b>自己株式</b>	<b>△2,790</b>
その他の他	287	評価・換算差額等	61
<b>資産合計</b>	<b>54,734</b>	その他有価証券評価差額金	61
		<b>純資産合計</b>	<b>15,418</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>54,734</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	39,959
売上原価	33,685
販売費及び一般管理費	6,274
営業外収益	4,897
営業外損失	1,376
受取利息及び配当金	677
設備償却	661
為替差益	390
その他	191
営業外費用	1,920
支払利息	431
貸与資産減価償却費	471
休止固定資産減価償却費	40
貸与資産固定資産税	43
アレジメントフィー	516
その他	239
経常利益	1,742
特別利益	1,555
固定資産売却益	25
補助金収入	19
清算配当	3,191
投資有価証券売却益	1
特別損失	3,237
固定資産処分損	0
関係会社事業損失引当金繰入額	445
和解費用	127
構造改革費用	72
税引前当期純利益	645
法人税、住民税及び事業税	4,146
法人税、住民税等調整額	369
当期純利益	△1,082
	4,859

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,596	7,665	7,665	25	25
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益				4,859	4,859
自 己 株 式 の 取 得					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)					
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	4,859	4,859
当 期 末 残 高	5,596	7,665	7,665	4,885	4,885

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△2,790	10,497	26	△18	8	10,505
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
当 期 純 利 益		4,859				4,859
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)			34	18	53	53
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△0	4,859	34	18	53	4,912
当 期 末 残 高	△2,790	15,356	61	—	61	15,418

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本電波工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本 美 晃  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井戸 志 生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、日本電波工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1. 連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月29日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、公募による新株式発行及び自己株式の処分については2022年4月13日に、第三者割当による新株式発行については2022年5月10日に払込が完了している。

2. 連結注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は2022年3月29日開催の取締役会において、2022年5月26日に会社発行のA種種類株式の全部につき、本種類株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第3号投資事業有限責任組合より金銭を対価とした取得及び消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。



・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類等に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

日本電波工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山本美晃  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井戸志生  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本電波工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

1.個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2022年3月29日開催の取締役会において、公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当による新株式発行を行うことを決議し、公募による新株式発行及び自己株式の処分については2022年4月13日に、第三者割当による新株式発行については2022年5月10日に払込が完了している。

2.個別注記表の追加情報に記載されているとおり、会社は2022年3月29日開催の取締役会において、2022年5月26日に会社発行のA種種類株式の全部につき、本種類株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第式号投資事業有限責任組合より金銭を対価とした取得及び消却を行うことを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明致しました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

日本電波工業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 入 夏 彦 ㊟  
監 査 役 吉 利 誠 ㊟  
監 査 役 安 樂 恒 樹 ㊟

(注) 監査役吉利誠及び監査役安樂恒樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

住所：東京都渋谷区笹塚一丁目47番1号 メルクマール京王笹塚6階

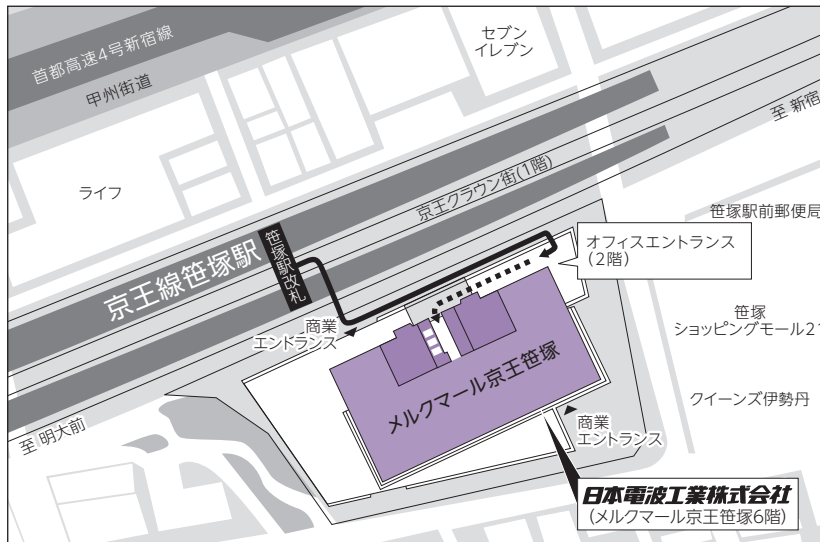
TEL：03-5453-6711

交通：京王線・京王新線笹塚駅から徒歩1分

※ 駐車場及び駐輪場はご用意しておりませんので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

入口：当ビルのオフィスエントランス（2階）からエレベーターで6階にお上がりください。

笹塚駅改札を出て甲州街道とは逆の方向に向かいますと当ビルがございます。当ビルを右手に見ながら笹塚ショッピングモール21の方向へ進んでいただきますと右手にエスカレーターがございますので、このエスカレーターで2階に上がり、オフィスエントランス内のエレベーターをご利用のうえ6階にお越しくください。1階の商業エントランスの入口は10時まで開きませんのでご注意ください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。